明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令（二五一）　二
○労働者協同組合法の施行期日を定める政令（二五二）　三
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二五三）　三

〔内閣官房令〕

○人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（**内閣官房**一一）　五

〔省　令〕

○外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令の一部を改正する省令（**外務**一〇）　七

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**三一二）　七
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十三条第二項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件（**経済産業**二〇〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一二四八、一二五一～一二五四）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一二四九、一二五〇）　八
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**二一〇）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

金融庁　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔皇室事項〕

一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁

押収物還付、有権者申出方、国営岩見沢大願土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他

二

本号で公布された法令のあらまし

◇人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（内閣官房）

1　幹部職員以外の職員について、定期評価における個別評語及び全体評語の段階を六とするとともに、内閣総理大臣は、能力評価の評価項目のうち、個別評語の段階を六とする必要がないと認めるものについて、六を下回る段階を別に定めることができることとした。（第六条第二項関係）

2　職員の区分に応じて定める評語の段階を付す場合の基準を、能力評価にあっては当該能力評価に係る職員に求められる能力の発揮の程度に達していると、業績評価にあっては当該業績評価に係る職員に求められる役割を果たした程度に達していると認めるときとするとともに、能力評価の評価項目のうち、六を下回る個別評語の段階を内閣総理大臣が別に定めたものについては、内閣総理大臣が別に定める段階を付すものとすることとした。（第六条第三項関係）

3　面談には映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（以下「特定通話」という。）を含むこととするとともに、面談により難い場合に電話その他の通信手段による交信（特定通話に該当するものを除く。）を行うことにより面談に代えることができる条件について、特定通話を行うために必要な電気通信回線を利用することができないことその他の事情を加えることとした。（第一一条関係）

4　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。ただし、3に係る規定は、この政令の公布の日から施行することとした。

◇労働者協同組合法の施行期日を定める政令（政令第二五二号）（厚生労働省）

労働者協同組合法（令和二年法律第七八号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正

1　世帯に未就学児である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額（低所得世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。2において同じ。）を減額することとした。（第二九条の七第五項第六号関係）

2　1に基づき減額する額は、市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に一〇分の五を乗じて得た額とすることとした。（第二九条の七第五項第七号関係）

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

1　市町村の国民健康保険に関する特別会計への繰入金の算定方法等に関する事項

(一)　国民健康保険法第七二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、同法の規定により保険料を徴収する市町村にあっては(1)に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあっては(2)に掲げる額とすることとした。（第四条の四第一項関係）

(1)　当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が一の1に定める基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の国民健康保険法第七二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

(2)　当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七〇三条の五第二項に定める基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総